

11月は児童虐待防止月間

見逃さないで小さなSOS

虐待から子どもを守るために必要なのは、周囲の人たちが虐待にいち早く気づき、救いの手を差し伸べること。そして何よりも、虐待を未然に防ぐための子育て家庭へのサポートが必要です。

児童虐待とは

児童虐待は、子どもの健やかな成長や発達に大きな影響を及ぼし、心身に深い傷を与える、重大な人権侵害です。どのような理由でも正当化されるものではありません。
身体的虐待：殴る・蹴る・投げ落とすなど、身体に外傷が生じたりする恐れのある暴力
心理的虐待：無視・脅迫、兄弟間の差別的な扱いなど
性的虐待：子どもにわいせつな行為をすること、させること、見せることなど
ネグレクト：食事を与えない、入浴させないなど、養育の拒否・怠慢・放棄や、同居人による虐待を保護者が放置することなど
おかしいと思ったら
 児童虐待に気付いたら、すぐに次の通告窓口にご相談してください。通告した人の名前などが外部に漏

れることは絶対ありません。

通告窓口

県子ども家庭110番(県中央児童相談所内)

日時 24時間 年中無休

電話番号 043・252・1152

子ども110番(市子育て支援課内)

日時 11月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

電話番号 23・5110

一人で抱え込まないで

子育ての不安や悩みを一人で抱え込んでいませんか。子どもにぶつけてしまう前に、周囲に相談し協力を求めましょう。

相談窓口

家庭児童相談室(市子育て支援課内)

育児や家庭のさまざまな問題の相談に応じます。

日時 11月～金曜日 午前9時～午後4時

電話番号 20・1538

ママ・パパライオン千葉子ども劇場千葉原センター内

就学前の子どもを持つ親のための電話相談です。

日時 11月 金曜日 午前10時～午後4時

電話番号 043・204・9390

県子ども家庭110番(県中央児童相談所内)

子どものしつけ・教育の悩みなどの相談に応じます。

日時 11月 毎日 午前8時30分～午後8時

電話番号 043・252・1152

保育サービス

なかよしひろば

子育てに関する質問や悩みについて、親同士が情報交換をす



とができる親子の交流の場で、保育士と看護師が見守る中、子ども(就学前)も安心して遊ぶことができます。

会場と電話番号

○子ども館 ☎20・6300、月曜日・第3日曜日・祝日は休館

○三里塚コミュニティセンター ☎40・4880、月曜日・祝日は休館

○もりんぴあこづつ ☎27・7300、第4月曜日は休館

ファミリーサポートセンター(ポランティアセンター内)

子育ての手伝いをする人と、手伝いが必要な人が助け合う、会員登録の組織です。

電話番号 27・8010

子どもショートステイ(市子育て支援課内)

病気などの理由で一時的に親が子ども(2～18歳)を養育できない場合に、連続7日以内で代わりに養育します。

電話番号 20・1538

一時保育(市保育課内)

やむを得ない事情で、一時的に親が子ども(就学前)を保育できなかった場合に、代わりに保育します。

電話番号 20・1607

なのはなクリニック

病児保育室ゼフィルスで病児・病後児(小学校低学年まで)の保育を実施しています。

電話番号 73・8110

※くわしくは子育て支援課 ☎20・1538へ。

子どもの皆さんへ

「虐待」は君たちのせいではありません。君たちを守ってくれる大人がいます。勇気を出して相談してください。

チャイルドライン千葉(子ども劇場千葉原センター内)

18歳までの子どものための電話相談です。

日時 11月～土曜日 午後4時～9時

電話番号 ☎0120・997777